

第3期新宿区障害児福祉計画及び第7期新宿区障害福祉計画に係る成果目標対照表

第2期新宿区障害児福祉計画	第3期新宿区障害児福祉計画
目標1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等 【1 児童発達支援センターの整備】 児童発達支援センターと同じ機能を有している区立子ども総合センターが、 障害児支援の中核としての役割を果たしています。	目標1 障害児支援の提供体制の整備等 （素案 P 156・157） 【1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】 令和6年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和7年度を目途に子ども総合センターを児童発達支援センターに機能拡充していきます。
【2 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備】 保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。	【2 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進】 保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。
【3 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】 令和5年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に3か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、積極的に働きかけを推進していきます。	【3 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】 令和8年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援を区内に5か所、放課後等デイサービス事業所を4か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、積極的に働きかけを推進していきます。
【4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及びコーディネーターの設置】 平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。	【4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及びコーディネーターの設置】 平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケアコーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

第6期新宿区障害福祉計画	第7期新宿区障害福祉計画
目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【1 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標】 第5期障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を5名（3%）以上とします。	目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行 （素案 P 158） 【1 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標】 第6期障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和4年度末時点における施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数を6名（3%）以上とします。
【2 施設入所者の削減に関する目標】 令和5年度末の施設入所者総数については、第5期障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者総数の208名を超えないことを目標とします。	【2 施設入所者の削減に関する目標】 令和8年度末の施設入所者総数については、第6期障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者総数の200名を超えないことを目標とします。
目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 平成30年度に保健・医療・福祉関係者の協議の場として位置づけた「新宿区精神保健福祉連絡協議会」において、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。	目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 （素案 P 159） 「新宿区精神保健福祉連絡協議会」において、保健・医療・福祉の各分野の関係者とともに、区の精神保健福祉について総合的に協議していきます。また、各分野間の連携を強化しながら、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。
目標4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 平成29年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において運用状況を検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。	目標4 地域生活支援の充実 （素案 P 160） 平成29年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において運用状況を検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。 また、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを中心に、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

第6期新宿区障害福祉計画

第7期新宿区障害福祉計画



第6期新宿区障害福祉計画	第7期新宿区障害福祉計画
<p>目標5 福祉施設から一般就労への移行等</p>	<p>目標5 福祉施設から一般就労への移行等（素案 P 161・162）</p>
<p>【1 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】</p>	<p>【1 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】</p>
<p>(1) 令和5年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）における一般就労者数を年間26名以上とします。</p>	<p>(1) 令和8年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）における一般就労者数を年間29名以上とします。</p>
<p>① 令和5年度末の区内の就労移行支援事業所における一般就労者数を年間20名以上とします。</p>	<p>① 令和8年度末の区内の就労移行支援事業所における一般就労者数を年間20名以上とします。</p>
<p>② 令和5年度末の区内の就労継続A型事業所における一般就労者数を年間1名以上とします。</p>	<p>② 令和8年度末の区内の就労継続A型事業所における一般就労者数を年間1名以上とします。</p>
<p>③ 令和5年度末の区内の就労継続B型事業所における一般就労者数を年間5名以上とします。</p>	<p>③ 令和8年度末の区内の就労継続B型事業所における一般就労者数を年間8名以上とします。</p>
<p>(なし)</p>	<p>(2)就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とします。</p>
<p>【2 一般就労後の定着支援に関する目標】</p>	<p>【2 一般就労後の定着支援に関する目標】</p>
<p>(1) 令和5年度中に区内の就労移行事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者を7割程度とします。</p>	<p>(なし)</p>
<p>(なし)</p>	<p>(1)令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を53名以上とします。</p>
<p>(2) 区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。</p>	<p>(2) 区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。</p>
<p>目標6 相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>目標6 相談支援体制の充実・強化等（素案 P 163）</p>
<p>それぞれの専門性をもつ3か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者の人材育成支援を実施しています。</p>	<p>それぞれの専門性をもつ3か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者の人材育成支援を実施しています。さらに、令和8年度末までに地域生活支援拠点を1か所追加し、相談支援体制を整備していきます。</p>
<p>目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>	<p>目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（素案 P 164）</p>
<p>令和5年度末までに、区内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて事業所と共有する体制を構築します。</p>	<p>障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて区内の障害福祉サービス事業所等と共有することで請求事務の適正化に努め、事業所の事務負担軽減によるサービスの質の向上を図っていきます。</p>